

の共生に関する条例の概要

野生動植物との共生に関する基本計画

- 野生動植物との共生に関する基本方針
- 野生動植物との共生に関する長期的な目標
- 野生動植物との共生に関し講ずべき具体的な施策



『生物多様性しが戦略』の策定

既存の基本計画を継承し、それに生物多様性の持続的利用の観点を加えて発展させた生物多様性地域戦略として、平成27年（2015年）3月に、『生物多様性しが戦略』を策定。

外来種による生態系等に係る被害の防止

外来種のうち、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものを「指定外来種」として指定。（「外来生物法」に基づく「特定外来生物」を除く。）

緑地の造成等に際し、外来の植物をなるべく使用しないよう配慮。

- 野外への放逐等を禁止。
- 飼養・栽培等の届出を義務づけ。
- 販売に際し、生態系等への影響、飼養方法等の説明を義務づけ。



ハクビシン

(参考) 外来生物法

特定外来生物の指定。



- 野外への放逐等の禁止。
- 飼養・栽培等の禁止。
- 運搬・保管等の禁止。
- 輸入・販売等の禁止。

「指定外来種」または「特定外来生物」による生態系等に係る被害を防止するため、必要な場合は、防除計画を策定し計画的に防除を実施

野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止

野生鳥獣種のうち、農林水産業等に係る被害を及ぼしているものを「指定野生鳥獣種」として指定。

餌付けの禁止。（人馴れの防止）

「鳥獣保護法」の保護管理計画に基づく対策と一体的に被害防除対策を総合的・計画的に推進。

「指定野生鳥獣種地域協議会」の設置による地域ぐるみの対策の推進。（各種の協議会を地域毎に一本化）

- 各地域の対策のリーダーとなる人材の養成。
- 被害防除推進員を各地域に配置。



防護策の設置



防護ネットの設置



生息環境の整備



追い払い

指定野生鳥獣種に指定された5種



ツキノワグマ(クマ科)



ニホンザル(オナガザル科)



イノシシ(イノシシ科)



ニホンジカ(シカ科)



カワウ(ウ科)

「指定希少野生動植物種」

絶滅が心配されるため、捕獲・採取できません。



オキナグサ
(キンボウゲ科)



イワザクラ
(サクラソウ科)



ミノコバイモ
(ユリ科)



サルメンエビネ
(ラン科)



セッコク
(ラン科)



マツバラシ
(マツバラシ科)



ユキワリイチゲ
(キンボウゲ科)



サギスゲ
(カヤツリグサ科)



クマガイソウ
(ラン科)



サワラン
(ラン科)



ウチョウラン
(ラン科)



イヌヤチスギラン
(ヒカゲノカズラ科)



カザグルマ
(キンボウゲ科)



ハマエンドウ
(マメ科)



リュウキンカ
(ラン科)



ミズチドリ
(ラン科)



ヒナラン
(ラン科)



ドロガワサルオガセ
(ウメノキゴケ科)



テングコウモリ
(ヒナコウモリ科)



サンカノゴイ
(サギ科)



ヨシゴイ
(サギ科)



ブッポウソウ
(ブッポウソウ科)



コノハズク
(フクロウ科)



ナゴヤダルマガエル
(アカガエル科)



イチモンジタナゴ
(コイ科)



ヒナコウモリ
(ヒナコウモリ科)



ヤマセミ
(カワセミ科)



コミミズク
(フクロウ科)



オオコノハズク
(フクロウ科)



カワラハンミョウ
(ハンミョウ科)



ハリヨ
(トゲウオ科)

参考 種の保存法の定める国内希少野生動植物種(全89種)のうち滋賀県に分布するもの

オオタカ イヌワシ オジロワシ オオワシ クマタカ ハヤブサ イタセンバラ(県内絶滅) アユモドキ ベッコウトンボ

文化財保護法の定める天然記念物・特別天然記念物(全79種類)のうち滋賀県に分布するもの

カモシカ(特・天) ヤマネ オジロワシ オオワシ イヌワシ マガン ヒシクイ オオサンショウウオ(特・天) イタセンバラ(県内絶滅) アユモドキ

野生動植物との共生をめざすには、指定希少野生動植物種等に指定された特定の種だけを手厚く保護すればよいわけではありません。野生動植物のみだりな捕獲・採取をつつしみ、生息・生息環境を守り、回復させることが大切です。

「指定野生鳥獣種」

人馴れを防ぐため、餌を与えてはいけません。

野生の鳥獣に餌を与えることは、人馴れを助長し餌への依存性を高めることにつながるため、私たちとの軋轢を深刻化させかねません。餌を与えることは、野生の鳥獣にとって「やさしさ」ではありません。

「指定外来種」

生態系への被害を防ぐため、逃がしてはいけません。
また、飼育している人は届け出てください。



ハクビシン (ジャコウネコ科)
・東～東南アジア原産
・県内の一部で定着
県の北部で野生化し、農業被害があり、人家に侵入するおそれもあります。木登りがうまく、白鼻芯(白鼻心)の名のとおり白い鼻筋が特徴。



タイリクバラタナゴ(コイ科)
・東アジア原産
・県内の各地で定着
県内でも多くの水域に定着し、交雑により在来のニッポンバラタナゴは絶滅しました。観賞魚として人気がありますが、他のタナゴ類と競合するおそれがあります。



オオタナゴ(コイ科)
・東アジア原産
・県内では未定着
観賞魚として一部で流通し、現在、霞ヶ浦周辺で増加中です。在来のタナゴ類と競合するおそれがあることから、県内への侵入・定着を未然に防ぐことが大切です。



ブラウントラウト(サケ科)
・ヨーロッパ原産
・県内では未定着
別名ブラウンマス。釣り堀(管理釣り場)で利用される大型魚。溪流に住み着いた場合、在来のサケ科魚類を駆逐してしまった例が知られています。



カワマス(サケ科・上2尾)
・北アメリカ東部原産
・県内では未定着
別名ブルックトラウト。イワナ属の魚で、侵入した先で在来のイワナ類(下の2尾)と交雑するおそれ(中央の個体)があります。



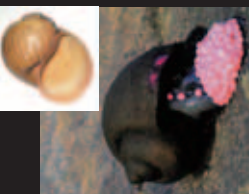
ワニガメ(カミツキガメ科)
・北アメリカ南部原産
・県内で捕獲例あり
動物愛護管理法で「特定動物」に指定されていますので、飼育には知事の許可が必要です。2006年以来、滋賀県でも野外で捕獲される事例があります。



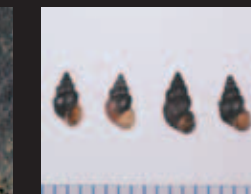
ピラニア類(カラシン科)
・南アメリカ原産
・県内で捕獲例あり
本来は臆病な魚ですが、鋭い歯を持ち、取り扱いは注意が必要です。写真のピラニア・ナッテレイは、2005年、琵琶湖で捕獲されました。複数種が観賞魚で流通しています。



オヤニラミ(スズキ科)
・西日本原産
・県内数箇所定着
観賞魚として人気のある、京都府以西に分布する日本在来種ですが、滋賀県では「国内外来種」となります。県内の数箇所確認され、拡大が心配されています。



スクミリンゴガイ(リンゴガイ科)
・南アメリカ原産
・湖東平野、琵琶湖岸の一部に定着
通称ジャンボタニシ。「ゴールデン・アップル・スネール」という黄色個体(写真左)は観賞用です。温暖な地方では水稲の食害が深刻で、水生植物への影響のおそれがあります。



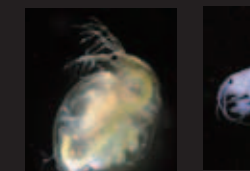
コモチカワツボ(ミズツボ科)
・ニュージーランド原産
・県内の複数水系で定着
微小な目で県内でも複数の水系で定着。ゲンジボタルの幼虫のエサとして注目されますが、河川で大量増殖することがあり、放流や野外逸出のないよう厳重管理が必要です。



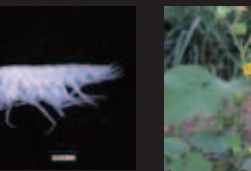
スポッテッドガー
アリゲーターガー
ガー科魚類全種(ガーバイク類)
・北アメリカ原産
・琵琶湖等、県内で捕獲例あり
他にロングノーズガー、ショートノーズガーなどが観賞用に流通しています。大きく成長する魚食魚なので飼育を始める時には注意が必要です。滋賀県でも捕獲例があり、定着して生態系に影響を与えるおそれがあります。レピンステウス科と呼ばれることもあります。



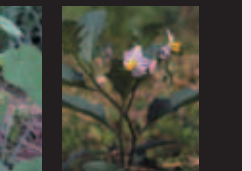
ヨーロッパオオナマズ(ナマズ科)
・ヨーロッパ原産
・県内で確認例あり
大型になる観賞魚で、色素を失った白い個体(アルビノ)も流通しています。2005年、県内の池でアルビノの個体が確認された記録があります。



オオミジンコ(ミジン科)
・北アメリカ原産
・実験利用の実態あり
薬剤耐性実験等の基準動物。飼育の際には流出しないよう注意し、利用後は適切な廃棄が必要です。



フロリダマミズヨコエビ(マミズヨコエビ科)
・北アメリカ原産
・河川、湖岸に定着
近年、琵琶湖の湖岸や流入河川で分布を広げ、高密度で生息することもあり、影響が心配されます。



イチビ(アオイ科)
・インド原産
・県内で定着
別名クサノオ、ゴサノ。牧草地等で臭気のある駆除しにくい雑草として問題化しています。

参考 外来生物法の特定外来生物(112種類)のうち、滋賀県で確認・捕獲されたおもな種。(下線は県内定着種)

ヌートリア アライグマ カミツキガメ ウシガエル
チャンネルキャットフィッシュ(アメリカナマズ)
カダヤシ ブルーギル コクチバス(スモールマウスバス)
オオクチバス(ラージマウスバス)
ウチダザリガニ(タンカイザリガニ) セアカゴケグモ
クロゴケグモ カワヒバリガイ オオキンケイギク
ミズヒマワリ オオハンゴンソウ
オオカワヂシャ ナガエツルノゲイトウ アレチウリ
オオフサモ オオバナミズキンバイ ボタンウキクサ

飼っている生きものが野外に放されると、もともたいた動植物や生態系に深刻な影響を与えたり、農林水産業や生活環境等への被害・迷惑をもたらしたりする場合があります。生きものを飼うときには、最後まできちんと飼い続けることが、飼い主の責任です。

県内で要注意の特定外来生物 →



アライグマ(アライグマ科)



ヌートリア(ヌートリア科)



カミツキガメ(カミツキガメ科)



コクチバス(サンフィッシュ科)



セアカゴケグモ(ゴケグモ科)



カワヒバリガイ(イガイ科)



オオキンケイギク(キク科)



ナガエツルノゲイトウ(ヒユ科)



オオバナミズキンバイ(アカバナ科)

Q & A こんなときは？

- 指定希少野生動植物種を調査・研究や保護のために捕獲等をする必要がある。
所定の申請をしてください。内容を精査したうえで、「捕獲等の禁止」の適用を除外できることがあります。
- 指定希少野生動植物種を飼っている。
種の指定がなされた時点ですでにその種の飼育・栽培をしていた場合には、指定希少野生動植物種を保護することの重要性を自覚し、適切な取り扱いを続けてください。
- 指定外来種を飼っている。
飼っている動植物種が指定外来種に指定された日から数えて30日以内に、所定の届出をしてください。
- 指定外来種を新しく飼い始めた。
飼い始めた日から数えて30日以内に、所定の届出をしてください。
- 生きものを飼いつづけるのが難しくなった。
新しい飼い主を探したり、購入した店に相談したりするなどして、絶対に逃がさないよう手を尽くしてください。
指定外来種を逃がした場合には、罰則が課せられます。
- 見慣れない外来種を見つけた。
滋賀県自然環境保全課生物多様性戦略推進室まで、情報をお寄せください。
電話 077-528-3483(直通) ファクス 077-528-4846 電子メール dg00@pref.shiga.lg.jp

この条例に関するお問い合わせ先

滋賀県 琵琶湖環境部 自然環境保全課 生物多様性戦略推進室

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁本館4階

電話 077-528-3483(直通) ファクス 077-528-4846

電子メール dg00@pref.shiga.lg.jp

ウェブサイト <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/shizenkankyo/kyoseijourei.html>

申請・届出書類の受け付けは、下記の機関で行っています。

捕獲・飼養等をする場所(市・町)	受付の窓口	住所・電話(直通)
大津市 草津市 守山市 栗東市 野洲市	西部・南部森林整備事務所 林業振興担当	〒520-0807 大津市松本1-2-1 (大津合同庁舎) TEL. 077-527-0655
湖南市 甲賀市	甲賀森林整備事務所 林業振興担当	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 (甲賀合同庁舎) TEL. 0748-63-6116
近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	中部森林整備事務所 林業振興担当	〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23 (東近江合同庁舎) TEL. 0748-22-7718
長浜市 米原市	湖北森林整備事務所 林業振興担当	〒526-0033 長浜市平方町1152-2 (湖北合同庁舎) TEL. 0749-65-6616
高島市	西部・南部森林整備事務所高島支所 林業振興担当	〒520-1621 高島市今津町今津1758 (高島合同庁舎) TEL. 0740-22-6030

編集・発行：滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課生物多様性戦略推進室
2015年(平成27年)3月

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁本館4階

電話 077-528-3483(直通) ファクス 077-528-4846

電子メール dg00@pref.shiga.lg.jp

写真協力：青木 繁 岡田 登美男 柏谷 博之 葛山 博次 加納 光樹 小林 圭介 坂根 干
清水 幸男 田辺 真吾 中尾 博行 名和 明 西野 麻知子 蓮沼 修 浜端 悦治
廣江 伸作 藤田 建太郎 前田 喜四雄 増田 修 村長 昭義 山岡 徳寿 山崎 亨
山本 雅則 湖北野鳥センター 滋賀県立琵琶湖博物館 滋賀県水産試験場